

歯科衛生士養成所自己点検表

養成施設名:
課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()
修業年限: ()年

施行令…歯科衛生士法施行令
指定規則…歯科衛生士学校養成所指定規則
指導要領…岐阜県歯科衛生士養成所指導要領

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成、令和4年10月1日改正、令和7年4月1日改正)

点検項目		判定	確認書類
1	学生に関する事項		
	(1) 学則に定めた定員を遵守しているか。(指導要領4(1))	☐ 適・否 ☐	・学則
	(2) 入所資格を有しないものを入所させていないか。(指定規則第2条第1号) ①学校教育法第90条第1項に掲げるものであること。 (歯科衛生士法第12条第1項に規定する文部科学大臣の指定を受けようとする学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法90条第2項の規定により同校に規定する者を当該大学に入学させる場合を含む。)	☐ 適・否 ☐	・募集要項 ・入学資格 確認書類 ・科目認定 規程類
	(3) 入学資格の審査及び入学の選考が適正に行われているか。(指導要領4(2))	☐ 適・否 ☐	・科目認定 関係資料
	(4) 学生の出席状況が確実に把握され、特に出席状況不良者は進級・卒業を認めていないか。 (指導要領4(4))	☐ 適・否 ☐	
	(5) 入所、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されているか。(指導要領4(5))	☐ 適・否 ☐	
	(6) 入学時の健康状態の把握、入学後の健康診断の実施及び疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講じているか。(指導要領4(6))	☐ 適・否 ☐	
	(7) 他の学校等における、既履修科目の認定は適切か。(指定規則別表第1の備考2・指導要領6(3)イ(イ))	☐ 適・否 ☐	

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類																																																																																																																
2	施設設備等に関する事項 (1) 指定規則等で備えることとなっている部屋があるか。(①、②を満たすこと。) ①普通教室(同時に授業を行う学級の数を下らない数。専用であること。(指定規則第2条第5の2号)) ○学生1名につき1. 65㎡以上、かつ、1教室の総面積は、24. 75㎡以上であること。 (指導要領7(2)イ) ②基礎実習室及び実験室(適当な広さ。専用であること。(指定規則第2条第6号)) ○学生1名につき2. 31㎡以上、かつ、1室の総面積は34. 65㎡以上であって、電気、水道及び換気等の設備が設けられていること。(指導要領7(2)ウ) ○エックス線を扱う実習(実験)室には、関係法令に定める障害防止の措置を講ずるとともに、所定の手続きを行うこと。(指導要領7(2)キ)	☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐	・申請時の 平面図 ・校舎各室の 一覧表 ・備品類目録 ・図書目録																																																																																																																
	(2) 以下の部屋が設けられているか。(①、②を満たすこと。) ①図書室を有すること。(指導要領7(2)オ) ○図書室の面積は学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。 ○図書室の効果を確保するためには、他施設との兼用は望ましくない。 ②教員室、保健室、専用の更衣室(ロッカー室)、標本・機械・器具・材料を保管する室を有することが望ましい。(指導要領7(2)カ)	☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐																																																																																																																	
	(3) 以下の機械器具、標本及び模型を有しているか。(指定規則第2条第7号、指導要領7(3)ア、7(3)イ、別表2) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1 機械器具等)</td><td></td></tr> <tr><td>高圧蒸気滅菌器</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>冷凍冷蔵庫</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</td><td>学生3人に1</td></tr> <tr><td>口腔外バキューム</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)</td><td>学生3人に1</td></tr> <tr><td>歯科用タービンヘッド</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯科用エックス線撮影装置一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>ファントム</td><td>学生数</td></tr> <tr><td>保存治療時の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>直接修復の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>間接修復の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯内療法の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>歯髄処置の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>根管処置の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯周病治療時の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>歯周外科治療の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>補綴治療時の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>義歯作製の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>口腔外科治療時の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>抜歯術の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>消炎手術の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>小児歯科治療時の器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>矯正歯科治療時の器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>訪問診療用器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>口腔機能評価用器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯科予防処置器具・器材一式</td><td></td></tr> <tr><td>エアスケーラー</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>超音波スケーラー</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯面清掃器具・器材一式</td><td>学生3人に1</td></tr> <tr><td>フッ化物歯面塗布器具・器材一式</td><td>学生6人に1</td></tr> <tr><td>小窩裂溝充填塞法器具・器材一式</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>小窩裂溝充填塞法器具・器材一式</td><td>学生3人に1</td></tr> <tr><td>歯科保健指導器具・器材一式(う蝕活動性試験等)</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>救命救急処置器具・器材一式(AED トレーナー、酸素吸入器等を含む)</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>生体情報モニター</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>(2 標本及び模型)</td><td></td></tr> <tr><td>人体骨格模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>人体解剖模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>頭蓋骨模型</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>歯列発育顎模型(乳歯列模型、永久歯列模型等)</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>歯科保健指導器具・器材</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>口腔周辺器官シミュレーター</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>(3その他)</td><td></td></tr> <tr><td>プロジェクター</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>AV装置一式</td><td>1以上</td></tr> <tr><td>パーソナルコンピューター</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>プリンター</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)</td><td>適当数</td></tr> <tr><td>鍵付き薬品保管庫</td><td>1以上</td></tr> </tbody> </table> (注)学生数とは、同時に実習を行う学生の数を用いる。	品名	数量	(1 機械器具等)		高圧蒸気滅菌器	1以上	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上	冷凍冷蔵庫	1以上	歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	学生3人に1	口腔外バキューム	適当数	マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)	学生3人に1	歯科用タービンヘッド	1以上	歯科用エックス線撮影装置一式	1以上	ファントム	学生数	保存治療時の器具・器材一式		直接修復の器具・器材一式	適当数	間接修復の器具・器材一式	適当数	歯内療法の器具・器材一式		歯髄処置の器具・器材一式	適当数	根管処置の器具・器材一式	適当数	歯周病治療時の器具・器材一式		歯周外科治療の器具・器材一式	適当数	補綴治療時の器具・器材一式		義歯作製の器具・器材一式	適当数	クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	適当数	口腔外科治療時の器具・器材一式		抜歯術の器具・器材一式	適当数	消炎手術の器具・器材一式	適当数	小児歯科治療時の器具・器材一式		乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式	適当数	乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式	適当数	矯正歯科治療時の器具・器材一式	適当数	訪問診療用器具・器材一式	適当数	口腔機能評価用器具・器材一式	適当数	歯科予防処置器具・器材一式		エアスケーラー	1以上	超音波スケーラー	1以上	歯面清掃器具・器材一式	学生3人に1	フッ化物歯面塗布器具・器材一式	学生6人に1	小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	適当数	小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	学生3人に1	歯科保健指導器具・器材一式(う蝕活動性試験等)	適当数	救命救急処置器具・器材一式(AED トレーナー、酸素吸入器等を含む)	1以上	生体情報モニター	1以上	聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	適当数	(2 標本及び模型)		人体骨格模型	1以上	人体解剖模型	1以上	頭蓋骨模型	1以上	歯列発育顎模型(乳歯列模型、永久歯列模型等)	適当数	歯科保健指導器具・器材	適当数	口腔周辺器官シミュレーター	1以上	(3その他)		プロジェクター	1以上	AV装置一式	1以上	パーソナルコンピューター	適当数	プリンター	適当数	口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)	適当数	鍵付き薬品保管庫	1以上	☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐	
品名	数量																																																																																																																		
(1 機械器具等)																																																																																																																			
高圧蒸気滅菌器	1以上																																																																																																																		
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上																																																																																																																		
冷凍冷蔵庫	1以上																																																																																																																		
歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	学生3人に1																																																																																																																		
口腔外バキューム	適当数																																																																																																																		
マイクロモーターハンドピース(ユニットとは別途)	学生3人に1																																																																																																																		
歯科用タービンヘッド	1以上																																																																																																																		
歯科用エックス線撮影装置一式	1以上																																																																																																																		
ファントム	学生数																																																																																																																		
保存治療時の器具・器材一式																																																																																																																			
直接修復の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
間接修復の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
歯内療法の器具・器材一式																																																																																																																			
歯髄処置の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
根管処置の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
歯周病治療時の器具・器材一式																																																																																																																			
歯周外科治療の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
補綴治療時の器具・器材一式																																																																																																																			
義歯作製の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
クラウン・ブリッジ治療の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
口腔外科治療時の器具・器材一式																																																																																																																			
抜歯術の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
消炎手術の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
小児歯科治療時の器具・器材一式																																																																																																																			
乳歯冠による歯冠修復の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
乳歯の生活歯髄切断法の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
矯正歯科治療時の器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
訪問診療用器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
口腔機能評価用器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
歯科予防処置器具・器材一式																																																																																																																			
エアスケーラー	1以上																																																																																																																		
超音波スケーラー	1以上																																																																																																																		
歯面清掃器具・器材一式	学生3人に1																																																																																																																		
フッ化物歯面塗布器具・器材一式	学生6人に1																																																																																																																		
小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	適当数																																																																																																																		
小窩裂溝充填塞法器具・器材一式	学生3人に1																																																																																																																		
歯科保健指導器具・器材一式(う蝕活動性試験等)	適当数																																																																																																																		
救命救急処置器具・器材一式(AED トレーナー、酸素吸入器等を含む)	1以上																																																																																																																		
生体情報モニター	1以上																																																																																																																		
聴診器、血圧計、体温計、パルスオキシメーター、車椅子	適当数																																																																																																																		
(2 標本及び模型)																																																																																																																			
人体骨格模型	1以上																																																																																																																		
人体解剖模型	1以上																																																																																																																		
頭蓋骨模型	1以上																																																																																																																		
歯列発育顎模型(乳歯列模型、永久歯列模型等)	適当数																																																																																																																		
歯科保健指導器具・器材	適当数																																																																																																																		
口腔周辺器官シミュレーター	1以上																																																																																																																		
(3その他)																																																																																																																			
プロジェクター	1以上																																																																																																																		
AV装置一式	1以上																																																																																																																		
パーソナルコンピューター	適当数																																																																																																																		
プリンター	適当数																																																																																																																		
口腔内撮影用カメラ(付属品も含む。)	適当数																																																																																																																		
鍵付き薬品保管庫	1以上																																																																																																																		
	(4) 図書は1000冊以上、そのうち半数以上は専門図書であるか。雑誌は1巻を1冊として算定しているか。(指導要領7(3)ウ)	☐ 適・否 ☐																																																																																																																	
	(5) 承認されていない部屋を使用していないか。また、承認のない変更を行っていないか。(施行令第4条第1項、指定規則第4条第1項)	☐ 適・否 ☐																																																																																																																	

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類
3	教員等に関する事項 (1) 教員及び専任教員の数は不足していないか。(指定規則第2条第4号、第4の2号、第4の3号) (①～③をすべて満たすこと。) ①指定規則別表に掲げる教育内容を教授するために適当な数の教員を有し、かつ、そのうち2人以上は歯科医師であるか。 ②教員のうち4人(1学年2学級以上の場合、(学級数－1)×3を加えた数)以上は歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員であること。 ○歯科医師又は歯科衛生士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置年度については2人以上(1学年2学級以上の場合、学級数－1を加えた数) ○歯科医師又は歯科衛生士である専任教員の数は、学校又は養成所の設置翌年度については3人以上(1学年2学級以上の場合、(学級数－1)×2を加えた数) ③歯科医師又は歯科衛生士である専任教員のうち3人以上は、免許を受けた後4年以上法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士(以下「業務経験4年以上の歯科衛生士」)であること。 ○業務経験4年以上の歯科衛生士である専任教員の数は学校又は養成所の設置年度については1人以上 ○業務経験4年以上の歯科衛生士である専任教員の数は学校又は養成所の設置翌年度については2人以上 (2) 臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者(実習調整者)が定められていること。(指導要領5(4)) (3) 1教員の担当授業時間数は、過重にならないよう1人1週間あたり15時間を標準とすること。(指導要領5(5)) (4) 教員はその担当科目に応じ、それぞれ相当の学識経験を有する歯科医師、歯科衛生士又はこれと同等以上の学識を有する者であること。(指導要領5(6))	☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否 ☐ 適 ☐ 否	・教員一覧 ・資格証写し 原本確認要

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目				判定	確認書類																																																
4	教育に関する事項 (1) 教育の内容は以下の内容以上か。(指定規則別表、指導要領6(1)、別表1)			☐ 適・否 ☐	・教育課程表 ・シラバス																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>教 育 内 容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基盤 人間と生活</td> <td>10</td> <td rowspan="2"> 「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。 </td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">専門基礎分野</td> <td>人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能</td> <td>4</td> <td rowspan="4"> 人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。 </td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の構造と機能</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>疾病の成り立ち及び回復過程の促進</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>22</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6">専門分野</td> <td>歯科衛生士概論</td> <td>2</td> <td rowspan="6"> 歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。 歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。 生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。 ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。 </td> </tr> <tr> <td>臨床歯科医学</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歯科予防処置論</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>歯科保健指導論</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>歯科診療補助論</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>臨地実習(臨床実習を含む。)</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小計</td> <td>54</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選択必修分野</td> <td></td> <td>7</td> <td>各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>93</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		教 育 内 容	単位数	教育の目標	基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。	小計	10	専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。	歯・口腔の構造と機能	5	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7		小計	22		専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。 歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。 生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。 ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。	臨床歯科医学	8	歯科予防処置論	8	歯科保健指導論	7	歯科診療補助論	9	臨地実習(臨床実習を含む。)	20		小計	54		選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。		合計	93		☐ 適・否 ☐	
	教 育 内 容	単位数	教育の目標																																																		
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	10	「専門基礎分野」及び「専門分野」の基礎となる科目を設定し、併せて、科学的・論理的思考力を育て、感性を磨き、自由で主体的な判断と行動を促す内容とする。 人間を幅広く理解できる内容とし、人間関係論、カウンセリング論と技法等を含む内容とする。 国際化及び情報化社会に対応しうる能力を育成する。 生命科学等の分野の理解を深める内容を含むことが望ましい。 職務の特性に鑑み、人権の重要性について十分理解させ、人権意識の普及・高揚が図られるような内容を含むことが望ましい。																																																		
	小計	10																																																			
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	4	人体並びに歯・口腔の構造と機能及び心身の発達を系統だてて理解し、健康・疾病について、その予防と回復過程に関する知識を習得し、併せて観察力、判断力を培う内容とし、解剖学、生理学、病理学、微生物学、薬理学等を含むものとする。 人々の歯・口腔の健康に関するセルフケア能力を高めるために必要な教育的役割や、地域における関係諸機関等との調整能力を培う内容とし、口腔衛生学、公衆衛生学、衛生行政・社会福祉及び関係法規等を含むものとする。																																																		
	歯・口腔の構造と機能	5																																																			
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	6																																																			
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	7																																																			
	小計	22																																																			
専門分野	歯科衛生士概論	2	歯科衛生士の意義、業務の枠組みと理論を理解し、職業倫理を高める態度を養う内容とする。 歯科医療の概要とその診療補助の基礎的理論や基礎的技術を学ぶ内容とする。 高齢者や要介護者、障害者等を対象とした歯科医療における診療補助の能力を養えるような内容とする。 生涯を通じた継続的な口腔保健管理について十分に理解させ、疾患やライフステージ別の予防法や予防システムの構築を学ぶとともに、業務記録の記載法や記録の必要性の理解を深める内容とする。 ライフステージ毎に多様な生活環境・健康状態にある個人および集団に対して、専門的な立場から歯科保健指導・教育の支援ができる能力を養えるような内容とする。 チーム医療の一員として歯科診療補助業務の基礎的理論や基礎的技術を習得する内容とする。 知識・技術を歯科臨床や地域保健等の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解できる能力を養う内容とする。																																																		
	臨床歯科医学	8																																																			
	歯科予防処置論	8																																																			
	歯科保健指導論	7																																																			
	歯科診療補助論	9																																																			
	臨地実習(臨床実習を含む。)	20																																																			
	小計	54																																																			
選択必修分野		7	各養成所において独自に編成し、職務の特性に鑑みた内容とする。																																																		
	合計	93																																																			
(2) 実際の授業時間数が学則で定める時間数より少くないか。 ○講義及び演習についてはおおむね15時間から45時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。(指導要領6(3)ア(ア)) ○臨床実習については1単位45時間の実習とすること。実習時間の3分の2以上は病院、診療所、歯科診療所において行うこと。(指導要領6(3)ア(イ))				☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐																																																	
(3) 1学級の定員が50名以内となっているか。(指定規則第2条第5号)				☐ 適・否 ☐																																																	
(4) 各科目の修得状況が不十分な者について単位認定した事例はないか。(指導要領6(3)イ(ア)) ○学則で定める必要出席時間数に満たない者が単位認定されていないか。				☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐																																																	
(5) 遠隔授業を実施している場合は、同時双方向性を有するなど、専任教員との対面による授業に相当する教育効果が十分に得られるものであるか。(指導要領6(4)ウ)				☐ 適・否 ☐																																																	

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類																		
5	実習に関する事項 (1) 歯科臨床には、診療室のほか、学生控室(更衣室、ロッカー等)及び以下の設備・機械器具を備えているか。(指導要領8(2)ウ、別表3) <table border="1"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)</td> <td>3台以上であって学生2人に1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科用エックス線撮影装置一式</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>パノラマエックス線撮影装置</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波スケーラーまたは、エアスケーラー</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>超音波洗浄器またはそれに準ずる物</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>高圧蒸気滅菌器</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科予防処置器具・器材一式</td> <td>1以上</td> </tr> <tr> <td>歯科保健指導器具・器材一式</td> <td>1以上</td> </tr> </tbody> </table> (2) 歯科臨床における指導教員は、歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士とし、そのうち少なくとも1人は免許を受けた後4年以上業務に従事し、十分な指導力を有する者であるか。(指導要領8(2)ア) (3) 歯科臨床における指導教員数は、少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設あたりの学生数は2名以上を標準とすること。(指導要領8(2)イ) (4) 実習施設には病院、歯科診療所のほか、学校・幼稚園・保育所、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、保健所・市町村保健センター、その他の社会福祉施設等を含むか。(指導要領8(1))	品名	数量	歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	3台以上であって学生2人に1以上	歯科用エックス線撮影装置一式	1以上	パノラマエックス線撮影装置	1以上	超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	1以上	超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上	高圧蒸気滅菌器	1以上	歯科予防処置器具・器材一式	1以上	歯科保健指導器具・器材一式	1以上	☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐	・実習施設一覧表
品名	数量																				
歯科ユニット(エアタービン、マイクロモーター、吸引器を含む。)	3台以上であって学生2人に1以上																				
歯科用エックス線撮影装置一式	1以上																				
パノラマエックス線撮影装置	1以上																				
超音波スケーラーまたは、エアスケーラー	1以上																				
超音波洗浄器またはそれに準ずる物	1以上																				
高圧蒸気滅菌器	1以上																				
歯科予防処置器具・器材一式	1以上																				
歯科保健指導器具・器材一式	1以上																				
6	変更承認及び届出その他に関する事項 (1) 変更承認若しくは届出書の提出が必要とされる学則等の変更について、必要な手続きを経ずに変更し、運用していないか。(施行令第4条、指定規則第4条) ①変更にあたり事前に承認が必要な事項 ○修業年限の変更 ○学科課程の変更 ○入学定員の変更 ○校舎の各室の用途及び面積の変更 ○実習施設の変更 ②変更後1ヶ月以内届出が必要な事項 ○設置者の氏名及び住所 ○養成施設の名称、所在地 ○学則(修業年限、教育課程、入学定員の変更は事前に承認申請が必要)	☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐ ☐ 適・否 ☐	・過去の申請書類 ・過去の届出書類																		

歯科衛生士養成所自己点検表

点検項目		判定	確認書類
7 その他	(1) 原則として、専任の事務職員を置いているか。(指導要領5(8))	☐ 適・否 ☐	・組織図
	(2) 養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。	☐ 適・否 ☐	
	(3) 養成所の経理が他と明確に区分されていること。(指導要領2(3))	☐ 適・否 ☐	・資産原簿
	(4) 会計帳簿等収支状態を明らかにする書類が整備されていること。(指導要領2(4))	☐ 適・否 ☐	・出納簿
	(5) 入学料、授業料及び実習費等は学則に定める額とし、寄附金その他の名目で不当な金額を徴収していないか。(指導要領2(5))	☐ 適・否 ☐	・予算決算書 ・学則 ・募集要項
点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)			

※記載要領

- ①事項ごとに小項目(「適否」の文字が小さいもの)→大項目(「適否」の文字が大きいもの)の順に適否の判定を行う。
- ②判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。
- ③小項目に1つでも「否」がチェックされた場合は大項目も「否」とする。
- ④確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。
なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日： 年 月 日

設置者氏名：

記載者氏名：